

岐南町自殺対策行動計画

いのち支える町 ぎなん

【2019年度～2023年度】

2019年3月
岐阜県 岐南町

目次

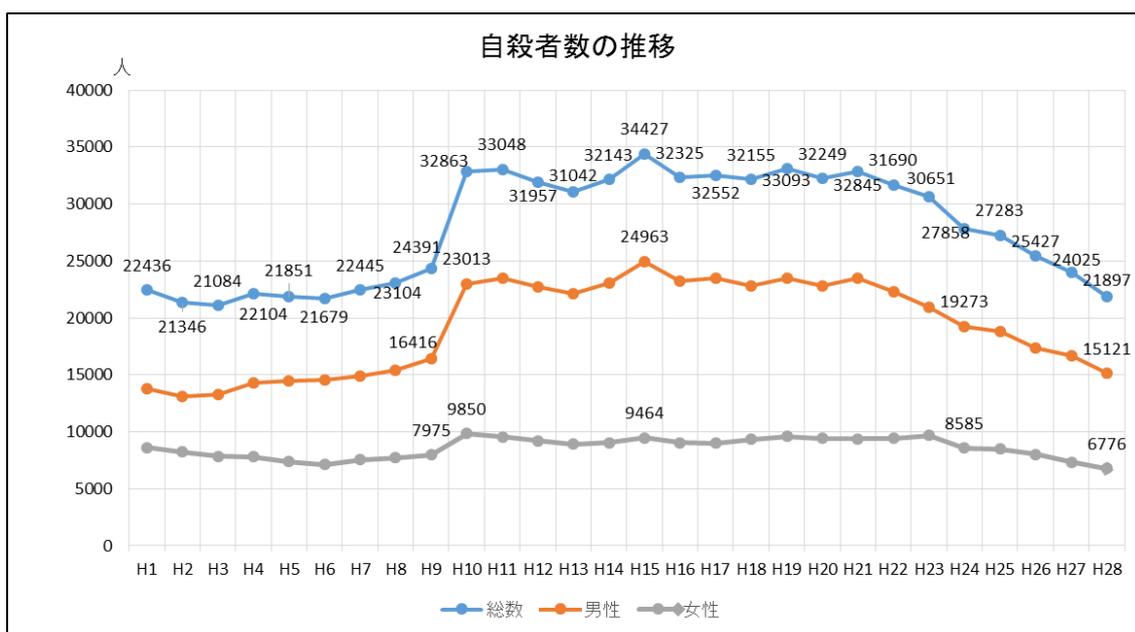
第1章 計画策定の趣旨等	1
1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2
第2章 岐南町における自殺の特徴	3
1 自殺者数の推移	3
2 性・年齢別自殺者数	4
3 年齢階級別の死因順位	5
4 同居人の有無、仕事の有無	5
5 リスクが高い対象群	6
第3章 これまでの取組	7
第4章 自殺対策における取組	8
1 施策体系	8
2 基本施策	9
3 重点施策	15
第5章 生きる支援の関連施策一覧	18
第6章 自殺対策の推進体制	21

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

我が国の自殺者数は平成10年に急増し年間3万人を越え、その後も3万人前後の高い水準で推移していたことから、自殺は深刻な社会問題と認識され、平成18年に自殺対策基本法が施行されました。その後、平成21年以降の自殺者数は減少傾向にありますが、依然として年間2万人を越えています。このため、平成28年には自殺対策基本法が一部改正され、さらなる取り組み強化のため各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することとされたところです。

本町においても自殺対策行動計画を策定し、「生きることの包括的な支援」により「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指します。



※警察庁自殺統計より

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める市町村地域自殺対策計画であり、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の内容を踏まえて策定します。

また、「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」や「すこやかライフぎなん」等関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

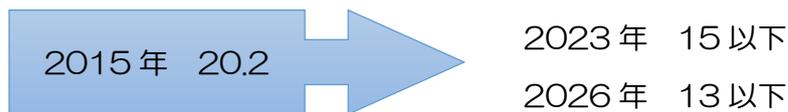
今回策定する岐南町自殺対策行動計画は、自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直しが行われることを踏まえ、2019 年から 2023 年までの 5 年間とします。

なお、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合等においては見直しを行います。

4 計画の数値目標

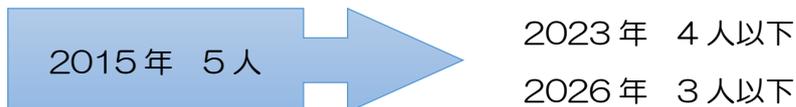
国の自殺総合対策大綱における数値目標「2026 年までに自殺死亡률을 2015 年と比べて 30%以上減少させ、自殺死亡률을 13.0 以下とする」を踏まえ、本計画の最終年となる 2023 年までの目標は以下のとおりとします。

<自殺死亡率>



※自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数。岐阜地域の公衆衛生より。

<自殺者数>



第2章 岐南町における自殺の特徴

1 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、平成 21 年から 23 年まで 5 人を越えていましたが、近年は 5 人以下で推移している状況です。ただ、平成 27 年の自殺死亡率は全国に比べ高率でした。

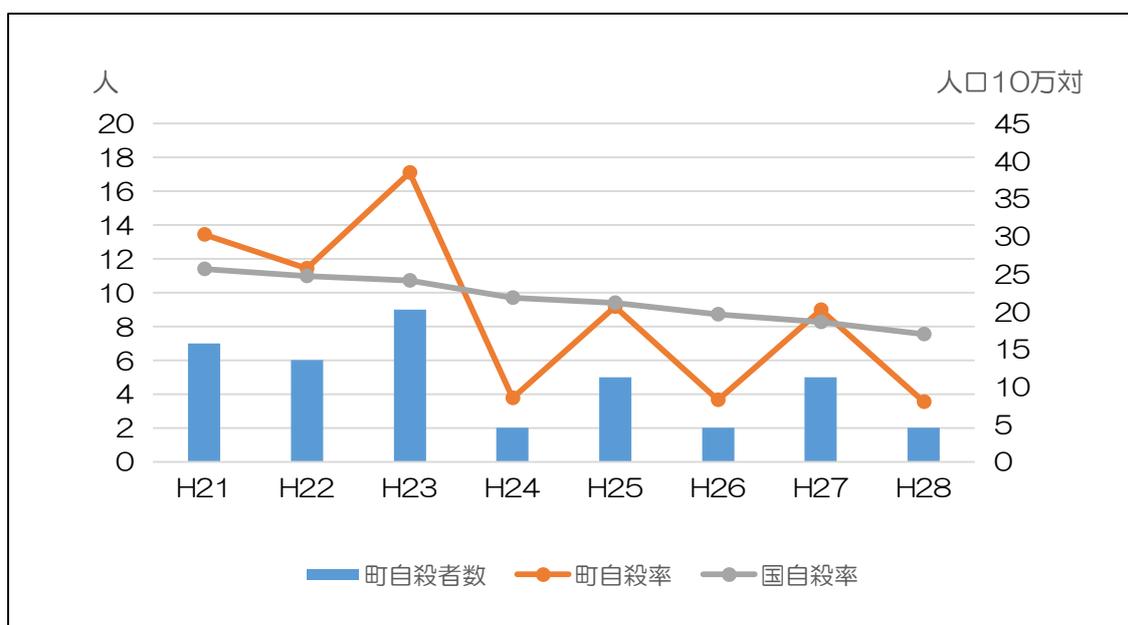
○自殺者数と自殺率の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
全国自殺者数	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703
岐南町自殺者数	2	5	2	5	2
全国自殺率	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0
岐南町自殺率	8.5	20.6	8.2	20.2	8.0

※資料：警察庁自殺統計（自殺日、住所地）

※自殺率は人口 10 万対

○自殺者数・率の長期的な推移

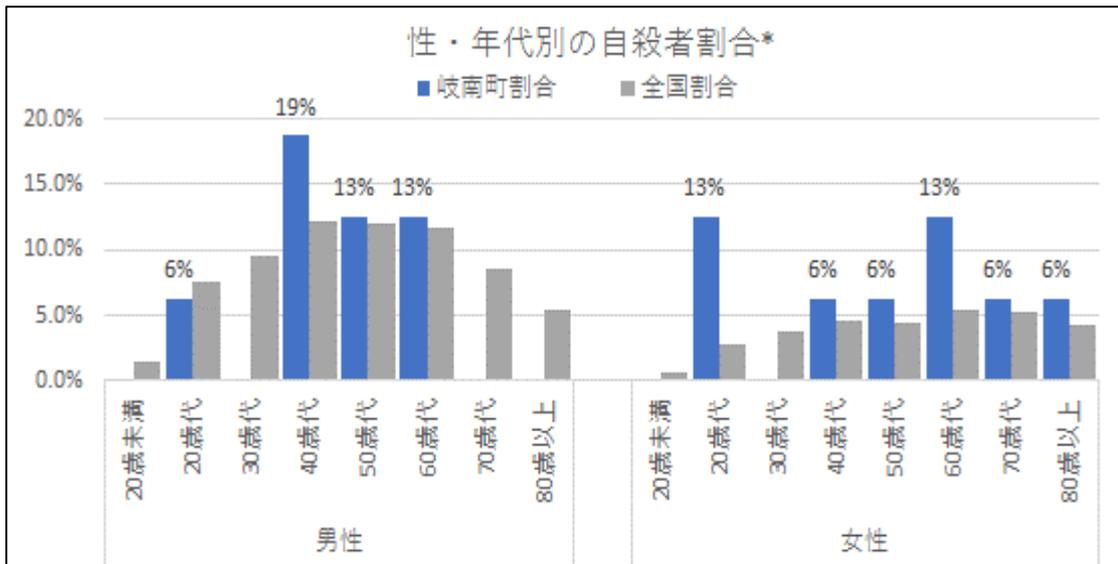


※資料：警察庁自殺統計

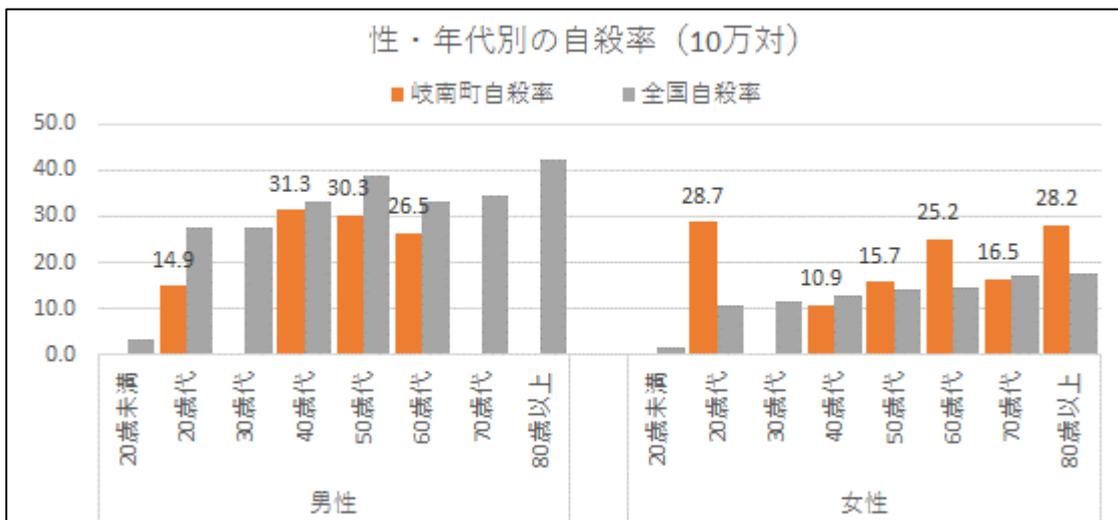
2 性・年齢別自殺者数

本町における自殺者は、40歳代から60歳代の男性、20歳代女性、60歳代女性が多くなっています。

○性・年齢別の自殺者割合と自殺率（自殺日・住居地、H24～28年平均）



※資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2017」



※資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2017」

(地域自殺対策プロファイルとは、自殺総合対策推進センターにおいて地域の自殺の実態を分析したものです。)

3 年齢階級別の死因順位

本町の平成21年から平成28年の8年間における年齢別死因順位をみると、20歳代及び30歳代で自殺が第1位となっており、40歳代でも第2位、50歳代でも第3位となっています。

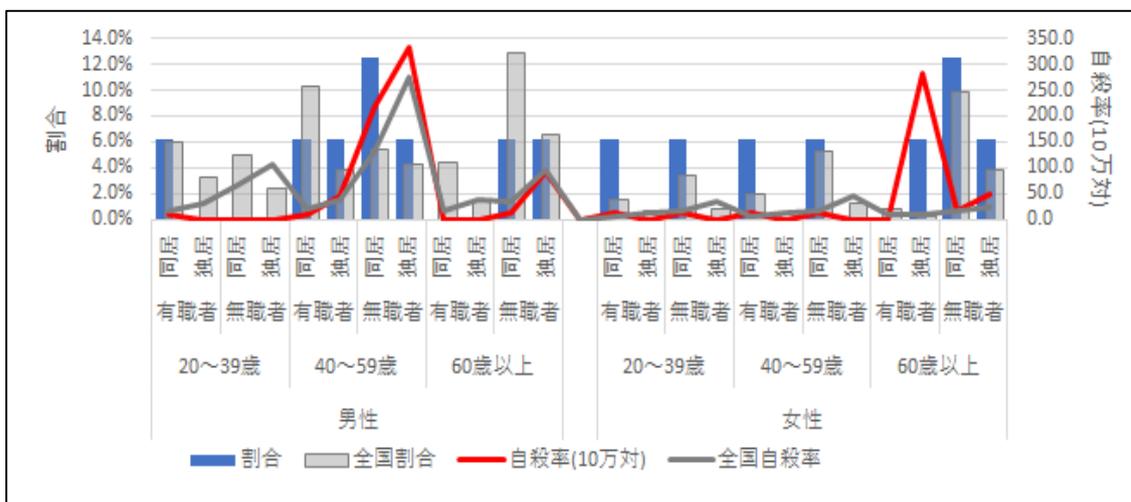
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
20歳代	自殺	心疾患	不慮の事故	腎不全	
30歳代	自殺	悪性新生物	心疾患		
40歳代	悪性新生物	自殺	脳血管疾患	不慮の事故	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺	脳血管疾患	不慮の事故
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故	肺炎
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
80歳以上	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰

※資料：岐阜地域の公衆衛生 2010～2017

4 同居人の有無、仕事の有無

本町において、40～59歳無職男性（同居）、60歳以上無職女性（同居）の自殺割合が高くなっています。

○同居の有無と仕事の有無の関係（自殺日・住居地、H24～28合計）



※資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2017」

5 リスクが高い対象群

本町において、平成 24 年から 28 年までの 5 年間で自殺者数が多かったのは以下の 5 区分でした。生活苦や身体疾患、うつ状態等の様々な危機経路をたどり自殺にいたる傾向が指摘されています。

○主な自殺の特徴（自殺日・住所地、平成 24 年～28 年合計）

上位5区分		町 自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路** (例)
1位	男性 40～59 歳無職同居	2	12.5%	216.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
2位	女性 60 歳以上無職同居	2	12.5%	16.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位	男性 40～59 歳無職独居	1	6.3%	331.1	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位	女性 60 歳以上有職独居	1	6.3%	283.3	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
5位	男性 60 歳以上無職独居	1	6.3%	90.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。
*自殺率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にした。

※資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2017」

第3章 これまでの取組

これまで本町では、健康増進計画（すこやかライフぎなん）の休養・心の健康づくり分野において、「悩みやストレスを解消できる人を多くする」という重点課題を掲げ、以下の取組を実施してきました。

1 普及啓発活動

自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）には、自殺の現状や相談先について広報紙に掲載し、健康フェアにおいては幅広い年齢層に対しパンフレットやグッズを配布して、心の健康づくりに関する知識や相談できる場所があることを啓発してきました。また、妊婦や産婦及びその家族に対してパンフレットを配布し、産後の心の健康づくりや産後うつについて啓発してきました。

2 仲間づくり・生きがいづくり

妊婦交流会を開催し、妊婦と先輩母との交流をとおして仲間づくりを行ってきました。子育ての情報交換や相談できる仲間を増やすことで心の健康につながっています。

また、多くの自治会で開催される高齢者のサロン事業を支援することで、生きがいづくりに取り組んできました。

3 相談事業

精神保健福祉士による巡回相談や保健師による随時相談、心配ごと相談（社会福祉協議会に委託）を実施し、必要時、関係機関につないできました。また、乳児訪問の際は、母親の話を傾聴し産後うつ等の相談も実施してきました。

4 人材育成

地域で見守りを行う民生委員・児童委員に対しゲートキーパー*養成研修を実施しました。

（* ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談や支援につなぐ役割を担う人材のことをいいます。）

第4章 自殺対策における取組

<基本理念>

いのち支える町 ぎなん

町全体でつながり支えあうことで、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。この実現に向け、庁内だけでなく地域全体で「生きるための支援」や「こころの健康づくり」に取り組みます。

1 施策体系

本町における自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において実施することが望ましいとされている次の2つの施策群に分けて取り組みます。

(1) 基本施策

全国的に実施することが望ましいとされている項目

- 地域におけるネットワーク強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(2) 重点施策

本町の自殺の現状を踏まえ、特に強化すべき項目

- 無職者・失業者への対策
- 生活困窮者への対策
- 高齢者への対策

2 基本施策

(1) 地域におけるネットワーク強化

自殺の多くは家庭や学校、職場などの環境因子が関わっており、地域の様々な関係者が連携・協力して施策を推進していくことが重要です。このため、相談支援機関の充実と関係機関のネットワーク強化を進めます。

○自殺対策推進会議 健康推進課・関係各課

保健・医療・福祉・教育・地域組織等の代表者で形成される会議を開催し、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の実施状況の把握などを行います。

○生活困窮者自立支援事業 福祉課・健康推進課・社会福祉協議会等

生活困窮者支援調整会議において、生活支援は自殺対策ともなり得るという観点を持って対象者の課題を協議し、相談支援・就労支援・経済支援をする体制を推進します。

○見守りネットワーク事業 福祉課・地域包括支援センター

高齢者と接することの多い関係機関が協力し、業務の中で何らかの生きる支援を必要としている高齢者を発見した場合には直ちに行政に連絡し、適切な支援につなげる体制を推進します。

○要保護児童対策協議会 健康推進課・福祉課・教育関係機関等

子どもに関わる関係機関が協力し、虐待予防等の家庭生活を整える支援は自殺対策ともなり得るという観点を持って支援する体制を推進します。

●評価指標

評価指標	現状値	2023年度までの目標値
自殺対策推進会議の開催	—	1回／年度

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談や支援につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

○町職員向けゲートキーパー養成研修の開催 総務課・健康推進課

窓口業務や徴収業務等の際に、自殺の危険のサインに気づき、必要な支援や相談につなぐことができるよう、全職員対象に研修を実施します。

○関係団体向けゲートキーパー養成研修の開催 健康推進課・福祉課・関係機関

民生委員・児童委員、健康づくり推進員、自治会長、老人クラブ、PTA、保護司、地域ボランティア等各種団体を対象に研修を実施します。

○教職員向けゲートキーパー養成研修の開催 教育委員会・健康推進課

児童生徒と接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき対応できるよう研修を実施します。

●評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
町職員向けゲートキーパー養成研修の開催回数	—	1回以上
関係団体向けゲートキーパー養成研修の開催回数	1回／年度	1回以上／年度

(3) 住民への啓発と周知

自殺の最初のきっかけは日常にある事であり、誰でも自殺への経路にはまり込む可能性があるということを理解することが必要です。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談や支援につなぐ体制が十分に周知されていることが重要です。

○啓発グッズの配布 健康推進課

がん検診会場や健康フェア等で啓発グッズを配布し、自殺に関する正しい知識の普及と見守り体制について啓発を行います。

○広報紙・ホームページによる啓発 健康推進課・総務課

自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）のほか、定期的に心の健康や自殺対策に関する内容を掲載し、自殺の理解と支援体制の周知を行います。

○妊産婦に対する啓発 健康推進課・子育て世代包括支援センターねぎっこ

妊婦交流会や出生届の際、心の健康に関するパンフレットを配布し、産後うつ予防の啓発を行います。

○住民向け出前講座等の実施 健康推進課・地域包括支援センター

地域で実施する出前講座等において、自殺に関する正しい知識の普及と見守り体制について啓発を行います。

○心の健康に関する図書の実施 図書館・健康推進課

自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）に合わせ、心の健康や自殺予防に関するコーナーを設置し啓発を行います。

●評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
広報紙・ホームページによる啓発	2回／年度	4回／年度
住民向け出前講座等の実施	—	1回以上／年度

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を減らす取組みに加え、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やす取組みを行い、自殺のリスクを低下させるよう支援を進めます。

○自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援 健康推進課・関係各課・関係機関

不安や悩み（心の不調、がんや難病等慢性疾患、ひきこもり、生活困窮、DV等）を抱える人や家族等の相談に応じて、連携しながら支援を行います。

○妊産婦への支援 健康推進課・子育て世代包括支援センターねぎっこ

不安の強い妊婦や出産間もない産婦について、産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面接を実施しながら支援します。

○子育て世代の仲間づくり・居場所づくり 子育て世代包括支援センターねぎっこ

妊婦交流会やサロンを開催し、母親同士の交流をとおして仲間づくり・居場所づくりを支援します。

○高齢者の仲間づくり・居場所づくり

福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会

老人クラブや高齢者サロンなど、高齢者が定期的に集まり交流できる場を設け、生きがいや仲間づくり、居場所づくりを支援します。また、閉じこもり予防のため、クラブやサロンへの参加を呼びかけます。

○障害者（児）の居場所づくり 福祉課

こころの巡回相談、基幹相談センター等による居場所づくりや交流できる場の提供を行います。

○楽しみや役割のあるイベントの開催 関係各課・関係機関

町全体で楽しめるイベントや住民主体の企画など、楽しみや役割を持って活動できる機会を企画・提供します。

○自殺未遂者への支援 健康推進課

自殺未遂者の再度の自殺企画を防ぐため、電話や訪問等による相談に加え、家族や医療機関等と連携しながら支援を行います。

○遺された人への支援 健康推進課

個別の相談や自死遺族の会等について情報提供を行います。

●評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
高齢者サロン等設置数	30か所	32か所

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

小中学生の自殺は、家庭生活によるもの（しつけ・叱責、親子関係の不和等）、学校生活によるもの（学友との不和、学業不振）が多いと言われており、いじめのみに目を向けても自殺は減らない可能性があります。高校生では健康問題による自殺もあり学校・家庭・地域が連携した対応が必要です。

○SOSの出し方教育の実施 教育委員会

全ての児童・生徒に対し、自他を尊重する意識、悩んだ時の対処法やSOSの出し方に関する教育を実施します。また、心のアンケートにより児童生徒の実態を把握し、必要時、個別相談を実施し対応します。

○教職員向けゲートキーパー研修 教育委員会・健康推進課 ※再掲

児童生徒と接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき対応できるよう研修を実施します。

○保護者向け子どものSOSに関する啓発 健康推進課・教育委員会

子どものSOSのサインにいち早く気づき対応できるよう、チラシ等を作成し保護者に対し啓発を行います。

○学校へ専門家を派遣 教育委員会

各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校生活や心の不調に対する相談を受け、その解決に向け教職員と連携して対応します。

○子どもホットカードの配布 教育委員会・企画財政課

カード配布により、子ども専用の電話相談とメール相談について周知します。

●評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
教職員向けゲートキーパー養成研修の開催回数	—	1回以上

3 重点施策

(1) 無職者・失業者への対策

無職者・失業者は就労や経済的な問題だけでなく、疾病や障害、人間関係等の問題を抱えている場合があるため、様々な問題に対応した支援が必要です。

○市民相談室 福祉課・社会福祉協議会

心配ごと相談、法律相談、人権・行政相談、不動産相談に応じ、必要時、関係機関と連携して支援します。

○生活困窮者自立支援事業 福祉課・社会福祉協議会等 ※再掲

生活困窮者支援調整会議において、生活支援は自殺対策ともなり得るという観点を持って対象者の課題を協議し、相談支援・就労支援・経済支援をする体制を推進します。

○支払い相談 水道課・徴収課・保険年金課

各種滞納者から相談があった場合は、生活状況を聞き取った上で納付について相談に応じ、精神的に追い詰められている人など気になると感じた場合には各種関係機関と連携して対応します。

(2) 生活困窮者への対策

生活困窮の背景には、失業、ひきこもり、疾病、障害、多重債務等の多様な問題を複合的に抱えていることが多いため、様々な状況に対応した支援が必要となります。生活困窮者自立支援制度に関する事業の展開とともに、自殺のリスクを抱える人を早期に発見し支援につなげる連携体制が必要です。

○市民相談室 福祉課・社会福祉協議会 ※再掲

心配ごと相談、法律相談、人権・行政相談、不動産相談に応じ、必要時、関係機関と連携して支援します。

○生活困窮者自立支援事業 福祉課・社会福祉協議会等 ※再掲

生活困窮者支援調整会議において、生活支援は自殺対策ともなり得るという観点を持って対象者の課題を協議し、相談支援・就労支援・経済支援をする体制を推進します。

○支払い相談 水道課・徴収課・保険年金課 ※再掲

各種滞納者から相談があった場合は、生活状況を聞き取った上で納付について相談に応じ、精神的に追い詰められている人など気になると感じた場合には各種関係機関と連携して対応します。

(3) 高齢者への対策

高齢者は、身体の疾病・障害のほか、うつ病や認知症などの精神疾患も多く、活動性や意欲の低下による閉じこもりが生じやすいため、孤立や孤独に陥らない働きかけが必要です。

○高齢者の仲間づくり・居場所づくり

福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会 ※再掲

老人クラブや高齢者サロンなど、高齢者が定期的に集まり交流できる場を設け、生きがいや仲間づくり、居場所づくりを支援します。また、閉じこもり予防のため、クラブやサロンへの参加を呼びかけます。

○地域包括ケアシステム 福祉課・地域包括支援センター

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援等を地域で一体的に提供する体制を推進します。

○介護相談・認知症カフェ 地域包括支援センター・社会福祉協議会

介護者の悩みやストレスに気づき、介護者の孤立予防や悩みの解決に向けた支援を実施します。また、認知症の家族がいる人や介護従事者などが気軽に集まり、気分転換や情報交換できる場を開設します。

○認知症サポーター養成講座 地域包括支援センター・社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するサポーターを養成します。

○見守りネットワーク事業 地域包括支援センター ※再掲

高齢者と接することの多い関係機関が協力し、業務の中で何らかの生きる支援を必要としている高齢者を発見した場合には直ちに行政に連絡し、適切な支援につなげる体制を推進します。

第5章 生きる支援の関連施策一覧

課	事業名	事業内容
健康推進課	健康増進計画	住民の健康増進の推進に関する計画であり、こころの健康分野において悩みやストレスを解消できるよう情報提供を行い、健康づくりに関する知識の普及を行っている。
健康推進課	休日急病診療事業	休日の急病者に対する応急診療を郡内医療機関の当番制にて実施している。
健康推進課	親子健康手帳交付(母子手帳交付)	手帳交付時に、保健師が妊婦の健康状態や生活状況の聞き取りを行っている。
健康推進課	乳児家庭訪問事業	保健師・助産師によるこんにちは赤ちゃん事業による訪問・要支援者訪問。
健康推進課	乳幼児相談	保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の発育、発達、育児に関する相談を実施。
健康推進課	発達相談	臨床心理士による幼児の発達に関する相談を実施。
健康推進課	産前産後サポート事業	ベビーマッサージ等を企画し、母親同士の交流や相談を実施。
健康推進課	離乳食教室	離乳食に関する相談を中心に、育児に関する相談を実施。
健康推進課	精神保健福祉相談	精神科医による相談(県より派遣)
健康推進課	健康づくり推進員	地域で活動する推進員に対し、自殺予防に関する情報を周知する。
健康推進課	保育の実施	私立保育園による保育、育児の相談を実施。
健康推進課	保育料納入促進事業	滞納者に対し保育料納入を呼びかける際、生活上の問題を把握することが可能。
健康推進課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給。
企画財政課	子どもホットカード事業	岐阜圏域の4市3町により、平成30年3月に「岐阜連携都市圏」を形成。子ども専用ダイヤルとメールアドレスを記載したカードを配布し、悩みや相談ごとを受け付けている。
二町教育委員会	保幼小中連携	・保育園、幼稚園、小学校、中学校で、情報交流する機会をもち、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。
二町教育委員会	就学に関する事務	・特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して、一人一人の障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。
二町教育委員会	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品、校外学習費等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。
二町教育委員会	学級満足度調査	・ハイパーQ-Uテストや心のアンケート等により、児童生徒の満足度等を客観的に把握し、把握した状況を基に、個別の教育相談等を実施する。
二町教育委員会	教職員人事・研修関係事務	・教職員の出勤時間を把握し、時間外勤務が多い教職員に対しては、管理職等から業務内容の見直しについて指導援助したり、勤務時間の適正化の必要性を懇談したりしている。 ・職員会や職員打ち合わせの折に、メンタルヘルスに関わる相談窓口を紹介。
二町教育委員会	多忙化解消にむけた取組	・学校や教職員の業務の見直しを推進したり、働き方改革を推奨することで、教職員の多忙化解消を図る。地域・保護者に理解と協力を求めるリーフレットを配布。
二町教育委員会	生活指導・健全育成	・県教育委員会からの依頼を受け、自殺予防に関わる資料を送付。 ・それをもとに、校長会や教頭会にて、自殺予防に関わり児童生徒の状況把握と生徒指導、教育相談活動の充実を依頼。 ・各校にて、特に新年度開始時、GW後、長期休業後等の自殺事故特異日について周知。生徒指導と教育相談の充実の重要性について研修。
二町教育委員会	教育相談	・「エールぎふ」と提携し、教育相談や電話相談窓口として活用。年度当初、児童生徒に連絡先カードを配布。 ・スマイル岐南でも求めに応じて教育相談を実施。
二町教育委員会	不登校児童生徒支援	・すまいる岐南を設置。 ・不登校児童生徒の登校支援を行っている。
二町教育委員会	リフレッシュデーの開催	・すまいる岐南と、すまいる笠松の児童生徒が合同で、夏季休業中に各務原航空博物館等の見学を実施。
二町教育委員会	羽島郡人権教育研修会の開催	郡内の人権擁護委員、社会教育関係者、小中学校教職員を対象に学校教育・社会教育の中での人権感覚を磨き、研鑽を深める講演会を実施する。

課	事業名	事業内容
二町教育委員会	羽島郡少年センター事業	少年の非行防止、健全育成を図る。 (1)街頭補導 (2)環境浄化活動 (3)広報啓発活動 (4)相談支援活動 (5)関係機関との連携
二町教育委員会	コミュニティスクール事業	各学校のコーディネーターを中心に、学校の要請に応じて地域住民のボランティアを派遣したり、学校から地域の行事に子どもがボランティアとして参加したりする。
二町教育委員会	中学校部活動指導員及び社会人指導者派遣事業	地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援を強化し、その負担を軽減する。
二町教育委員会	子ども会育成協議会総会における講演	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員や代表者に対して、子ども会への願いを語る。
二町教育委員会	道徳教育推進会議の開催	各学校の道徳教育において共通して「生命の尊さ」を重点項目として取り扱ったり、挨拶運動やボランティア活動を推進したりする中で、子どもたちの健全育成を図る。
二町教育委員会	家庭教育学級連絡協議会の開催	家庭教育学級のありかたを考える中で、子どもの教育や人格形成に家庭が果たす役割を見つめ直し、子育てに関する情報提供や講習会を実施する。
二町教育委員会	就学援助に関する事務	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由から就学困難な児童生徒に学用品費・給食費等を援助する。
二町教育委員会	企画調整に関する事務	岐南町教育大綱において、いじめ防止対策推進となかなか減少しない不登校への対応を盛り込むことにより自殺対策への取り組みにつながる。
図書館	関係図書を提供	カウンセリング・精神療法(心理学)関係、労働問題、自殺防止に関する図書(社会福祉)、スクールカウンセリング(教育学)、精神医学、子供の精神医学、精神衛生に関する図書など、130点以上の資料を即時に提供できる。今後も充実していく予定。
水道課	支払い相談	上下水道料金の支払い困難者に対し、分納など支払いに関する相談を受け付けている。
福祉課	人権啓発事業	やすらぎ苑で、人権相談員による人権相談を行う。
福祉課	民生委員・児童委員による相談	地域で困難を抱えている人を行政につなげる。
福祉課	地域福祉計画策定	第3期岐南町地域福祉計画を策定する。
福祉課	福祉課窓口事業	福祉相談サービスの提供、案内等を行う。
福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理を行う。
福祉課	日中一時支援事業	障害者(児)を介護する者が居宅における介護ができない場合に一時的に施設に預け、必要な保護を行う。
福祉課	重度心身障害者福祉手当支給事務	重度心身障がい者及び重度心身障がい児を保護している者に福祉の向上を図るため手当を支給する。
福祉課	障害児支援に関する事務	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援
福祉課	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付
福祉課	障害者就労支援相談	障害者就労支援相談事業を社会福祉法人さくらゆきに委託して実施している。
福祉課	障害者講座・講習の開催	障害者及びその家族を対象に各種講習会を開催する。
福祉課	障害者総合支援協議会の開催	地域における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、岐南町障がい者総合支援協議会を設置する。
福祉課	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談を受ける。
福祉課	手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成講座を(一社)岐阜県聴覚障害者協会に委託して実施している。

課	事業名	事業内容
福祉課	意思疎通支援事業	聴覚障害者等で社会生活において意思疎通が必要な場合、(一社)岐阜県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。
福祉課	障害者相談員による相談事業(身体・知的障害者相談員)	町が委嘱した相談員による相談業務
福祉課	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査の窓口(生活保護は地域福祉事務所の事務)
福祉課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助の窓口(生活保護は地域福祉事務所の事務)
福祉課	精神保健福祉推進事業	精神保健福祉法、障害者総合支援法の申請・届出
保険年金課	保険税の賦課、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握
保険年金課	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。
保険年金課	介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・相談支援
地域包括支援センター	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。
地域包括支援センター	自治会ボランティア事業	地域のボランティアによる見守りや高齢者サロンの実施
地域包括支援センター	介護給付に関する事務	・居宅介護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援
地域包括支援センター	介護の日フェア	介護についての理解や認識を深めていただくために、介護の日フェアを実施(年1回)。
地域包括支援センター	家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図り、在宅介護を支援する。(社会福祉協議会へ委託)
地域包括支援センター	地域ケア会議	ケース検討会を実施
地域包括支援センター	在宅医療・介護連携事業推進協議会	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議することを目的に設置
総務課	人権啓発事務	学校などでのいじめ等への相談支援体制・町職員に対する自殺予防を含めた人権教育を実施するための基本計画策定。
商工会	チラシ設置、ポスター掲示	困ったときの相談先に関するチラシを設置し、ポスターも掲示している。

第6章 自殺対策の推進体制等

○自殺対策推進会議の開催

自殺対策の推進には、町民、地域、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的支援」に取り組む必要があります。本町では、保健・医療・福祉・教育等の関係各課・関係団体が連携して自殺対策に取り組むため、各部局での進捗状況を毎年確認し、自殺対策推進会議で評価を行っていくことで、実情に応じた施策を推進していきます。

参考資料（国における「自殺総合対策大綱」（概要）及び重点施策のポイント）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）
- (WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置、専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究、検証・成果活用 ・革新的自殺研究推進プログラム ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、DV、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等との連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

岐南町自殺対策計画
(2019年度～2023年度)

発行 2019年3月

発行者 岐南町

編集 健康推進課

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣 7-107

岐南町役場